

争議行為の予告について

派遣ユニオン執行委員長藤野雅己から争議行為を行う旨の通知が令和4年8月10日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

令和4年8月19日

東京都知事 小 池 百合子

一 事件

組合員に対する不利益取扱いの撤回等に関する件

二 日時

令和4年8月21日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

医療法人社団三秀会羽村三慶病院 羽村市羽4207番地

四 種類

すべての組合員、または一部の組合員によるストライキ、もしくは怠業、その他あらゆる形式の争議行為を実施する。(以上原文のまま掲載)